

論 説

東アジアの平和と歴史認識¹⁾

——安重根東洋平和論宣揚の必要性をめぐる——

戸 塚 悦 朗

1. なぜ「日本での安重根義士宣揚」が必要なのか？

安重根義士の日本における宣揚は、なぜ必要なのだろうか？筆者は、以下のような理由から、それが日本にとっても、東アジアの平和の実現のためにも、人類社会の明るい未来にとっても、極めて重要であると思う。

1-1. 戦後日韓関係小史

その理由を明らかにするためには、まず、日本と韓国の間で関係改善の努力の歴史と成果を概観して、日韓の友好関係の発展を阻害している原因を知る必要がある。

1-1-1. 日韓の基本的な関係

1945年8月15日は、日本にとっては、「大東亜戦争」の敗戦の日であるが、韓国にとっては日本による植民地支配からの「解放」の日となった。その後の日韓の基本的な関係は、1965年日韓基本条約・協定で定められた。しかし、植民地支配問題については、相互の解釈が対立したまま未解決のまま残されたし、「慰安婦」問題など人道に対する罪に当たる犯罪問

1) 本論文は、安重根義士ハルビン義挙103周年記念国際学術会議『安重根東洋平和論の宣揚とグローバル化の方案』（2012年10月25日、安重根義士 記念館、主催：安重根 記念館/ 安重根義士崇慕會研究所、後援：國家報勳處）での筆者の講演：第4主題「日本での安重根義士宣揚およびグローバル化方案」を加筆・修正したものである。

題については、一切協議されないままに締結に至ったという不十分さを含んでいた。

それらについての日本政府の認識と謝罪の表明には、不十分ながらも、以下のように漸進的な発展があった。

1-1-2. 内閣官房長官談話（「慰安婦」問題）

①「朝鮮半島出身者のいわゆる従軍慰安婦問題に関する加藤内閣官房長官発表」（1992年7月6日）は、「政府の関与があったことが認められる」として、謝罪²⁾した。

②「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」（1993年8月4日）は、軍・政府の直接間接の関与および、「総じて本人たちの意思に反して行われた」ことを認め、謝罪した³⁾。

2) 「政府としては、国籍、出身地の如何を問わず、いわゆる従軍慰安婦として筆舌に尽くし難い辛苦をなめられた全ての方々に対し、改めて衷心よりお詫びと反省の気持ちを申し上げます。」

3) 「旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。なお、戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた。」「いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げます。また、そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきものと考えている。われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。」

1-1-3. 首相談話（植民地支配問題）

①戦後50年に向けての村山富市内閣総理大臣の談話（1994年8月31日）は、日本による「侵略行為や植民地支配」について「反省の気持ち」を表明した⁴⁾。

②「戦後50周年の終戦記念日にあたって」（いわゆる村山談話）（1995年8月15日）は、「植民地支配と侵略」について、「心からのお詫びの気持ちを表明」して謝罪した⁵⁾。しかし、村山首相は、日韓の旧条約は、不当ながらも「有効」と、国会で述べた。

③「戦後60年・小泉純一郎内閣総理大臣談話」（2005年8月15日）は、上記村山首相談話を踏襲した⁶⁾。

④「日韓併合100年菅直人内閣総理大臣談話」（2010年8月10日）は、日本による韓国の「植民地化」について、それが「三・一独立運動などの激しい抵抗にも示されたとおり、政治的・軍事的背景の下、当時の韓国の人々は、その意に反して行われた植民地支配によって、国と文

4) 「我が国が過去の一時期に行った行為は、国民に多くの犠牲をもたらしたばかりでなく、アジアの近隣諸国等の人々に、いまなお癒しがたい傷痕を残しています。私は、我が国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたことに對し、深い反省の気持ちに立って、不戦の決意の下、世界平和の創造に向かって力を尽くしていくことが、これからの日本の歩むべき進路であると考えます。」

5) 「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤り無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。」

6) 「我が国は、かつて植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。こうした歴史の事実を謙虚に受け止め、改めて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明するとともに、先の大戦における内外のすべての犠牲者に謹んで哀悼の意を表します。悲惨な戦争の教訓を風化させず、二度と戦火を交えることなく世界の平和と繁栄に貢献していく決意です。」

化を奪われ、民族の誇りを深く傷付けられました」との認識を表明したうえで、「心からのお詫びの気持ちを表明」した⁷⁾。菅首相談話は、村山談話を一歩進めた。だが、日韓の旧条約の効力については触れなかった。

ところが、2011年8月30日野田佳彦首相が政権についてからは、政府としては何の歴史認識も示さず、同政権は、韓国に対して謝罪しなかった初めての政権になる可能性がある。また、上記の日本の政権の歴史認識と謝罪は、重要な点で不十分だったため、問題が噴出してきた。歴代の日本の政権が積み重ねてきた上記の一定の成果さえ否定しようとする日本の保守的政治勢力が、急速に力を得つつあることは、憂慮すべき事態である。

1-2. 緊張する日韓2国間関係

最近、以下のように日韓関係は、厳しい対立を見せるようになり、緊張が継続している。

1-2-1. 「慰安婦」問題に関する韓国憲法裁判所決定

野田首相が政権についたのと同じ日、2011年8月30日に、韓国憲法裁判所が「慰安婦」事件について、決定を言い渡した。李明博大統領が、日本軍「慰安婦」問題について、これまでの立場を大転換し、2011年12月初め

7) 「本年は、日韓関係にとって大きな節目の年です。ちょうど百年前の八月、日韓併合条約が締結され、以後三十六年に及ぶ植民地支配が始まりました。三・一独立運動などの激しい抵抗にも示されたとおり、政治的・軍事的背景の下、当時の韓国の人々は、その意に反して行われた植民地支配によって、国と文化を奪われ、民族の誇りを深く傷付けられました。私は、歴史に対して誠実に向き合いたいと思います。歴史の事実を直視する勇氣とそれを受け止める謙虚さを持ち、自らの過ちを省みることに率直でありたいと思います。痛みを与えた側は忘れやすく、与えられた側はそれを容易に忘れることは出来ないものです。この植民地支配がもたらした多大の損害と苦痛に対し、ここに改めて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明いたします。」

て、京都で野田佳彦首相にこの問題の解決に絞って、勇敢に決断することを厳しく迫った契機は、この韓国憲法裁判所の決定にあった⁸⁾。2012年8月30日には同決定1周年を迎え、解決のために野田首相に与えられた持ち時間は消え去ってしまったと言えよう。

1-2-2. 野田首相は世界とも和解できない。

野田総理は、国会（参議院予算委員会、2012年3月26日）で「慰安婦」が性奴隷であることを否定した。その答弁は、国会会議録で見ることができる。国際社会は、日本軍によって設置された「慰安所」で性的サービスを強要された女性の処遇は「性奴隷」だったとしている。ところが、野田現首相は、このような国際法の解釈を受け入れていない。

日本が植民地支配によって深く傷つけた東アジア諸国の人々との関係を良好なものとするためには、国連など国際機関による調停を受け容れ、この問題に関する法的評価を改める必要がある⁹⁾。それは、日本が被害者、被害国、被害国の人々との真の和解へのプロセスを歩みだす重要な出発点となるだろう。ところが、野田首相が率いる日本は、国際社会との距離を広げる一方である。

8) 憲法裁判所決定は、韓国政府に対し、「慰安婦」問題が1965年日韓請求権協定で解決したか否かの法解釈上の紛争について、同協定の規定に従って、外交交渉で、それが成功しない場合は仲裁手続きによって解決してこなかったことを憲法違反としたのである。ところが、韓国政府は、野田首相が「知恵を出す」と言ったことに期待して、その結果を見守ることで、無駄に時を過ごしてきた。2012年8月時点では、日本でも韓国でも何ら見るべき野田首相による成果は知られていなかった。

9) 被害者と被害国の人々を再度傷つけたこの首相国会答弁は、世界と日本のギャップを端的に表しているだけでなく、日本が隣国とも国際社会とも和解することを困難なものとした。日本の孤立を象徴するものと言えよう。戸塚悦朗「日本は国際社会と和解できないのか？——野田首相国会答弁と「慰安婦」問題の評価——」龍谷法学45巻2号、2012年。

1-2-3. 2012.9.22国際シンポジウムの勧告

この「慰安婦」問題の解決を促進しようと、2012年9月22日東京において、民間団体（日本の戦争責任資料センター）主催の「9.22 日本軍「慰安婦」問題に関する日韓交渉／仲裁を前進させる国際シンポジウム」が開催された。シンポジスト3名は、この問題で解決のために努力した国際法などの日本・韓国・オーストラリアの法律学者であった。筆者は、コーディネーターをつとめた。翌9月23日、シンポジスト3名と筆者は、このシンポジウムの成果を踏まえて、日韓両政府への勧告をまとめた¹⁰⁾。日本政府が交渉を始めて受諾可能な提案をしないのであれば、直ちに（2か月以内）仲裁による解決を始めるべきであるとするこの勧告以後、すでに1か月が経過したが、未だに日本政府からの解決可能な提案が顕在化していない。この状況下¹¹⁾では、両国政府は、協定の規定に従い、この問題を仲裁手続

10) シンポジウム主催者は、9月24日この勧告を両政府に提出した。同勧告の主要部分は、以下の通りである。

「シンポジウムに参加した法律専門家たちの一致した見解によれば、1965年の「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（以下「協定」）上の請求権に関する紛争が、いま日韓両国間に存在している。だが、この「協定」にはまた、その「解釈及び実施に関する」紛争が生じた場合について、両国の外交上の経路を通じて交渉を要請する条項、及びもしその交渉が成功しなかった場合は、その紛争を仲裁手続により解決する条項を含んでいる。

a. 国際紛争の存在の如何は客観的に判断すべき問題であり、紛争の存在の単なる否定はその不存在を証明できない、という国際司法裁判所の意見（*BELGIUM v. SENEGAL ICJ*, 20 July 2012, para. 57）を考慮し、現時点において両国間の交渉は、暗礁に乗り上げたと判断される。これは、両国が仲裁へ進まなければならないことを意味する。

b. ただし、日本政府は交渉を再開するため、韓国政府に新たな提案をすることが可能である。

c. しかし、もし2ヶ月以内に提案がなかった場合、両国は即時仲裁手続に入るなければならない。」

11) 2012/09/24-00:25時事通信は、「慰安婦問題、韓国と協議中＝「女性基金」正当評価を－野田首相」として、「野田佳彦首相は23日付の米紙ウォール・ストリート・ジャーナルのインタビューで、日韓関係悪化の要因の一つとなった旧日本軍

きによって解決する準備を始める必要があると思われる。

1-2-4. 領土問題でも緊張の激化

「慰安婦」問題の対立は、李明博大統領の天皇謝罪に関する発言、独島・竹島上陸問題にまで波及し、両国のメディアとナショナリズムの激しい対立にまで発展した。日韓関係は、戦後最悪といわれるまでに緊張してきている。日韓の領土紛争の激化とともに、日中関係も悪化の一途をたどっている¹²⁾。東アジア地域では、戦前であれば、いつ戦争状態が起こっても不思議がないと思われるほど平和への脅威が大きくなりつつある。

1-3. 国連総会での論議

これをうけて、日中・日韓のあいだで、国連総会での激しい論争が起きた¹³⁾。

の従軍慰安婦問題について「今、どういう知恵が出せるか水面下でやりとりがある」と述べ、韓国側と非公式な協議を行っていることを明らかにした。」と日韓外交交渉が進行中であるような報道をした。

ところが、2012/09/24-18:25同じ時事通信は、「「非公式協議、7月以降なし」＝慰安婦問題での野田首相発言を疑問視－韓国」として、【ソウル時事】「韓国政府関係者は24日、野田佳彦首相がインタビューで旧日本軍の従軍慰安婦問題で現在韓国と非公式に協議していると述べたことについて「(発言の)意図が疑問だし、7月以降、日韓間で慰安婦問題に関連する意味のある対話は全く行われていない」と指摘した。聯合ニュースが伝えた。」と上記報道を事実上否定するような報道をした。

12) 中国漁船による領海侵犯事件、石原慎太郎東京都知事の挑発的な領土問題への介入などが契機になって、尖閣諸島・釣魚諸島をめぐる日中の領土紛争が激化してきた。これは、単なる領土紛争にとどまらず、中国全土で対日抗議運動がおこった。

13) 筆者は、1992年2月、「慰安婦」問題を性奴隷の問題として国連に提起したが、その場は国連人権委員会だった。これまでの「慰安婦」問題は、国連人権委員会・人権理事会、人権条約機関など人権を審議する機関で論議されてきたのに対し、国連総会に論議の場が移ったのは、それだけこの問題の重要性についての認識が深まったという面と、日本政府が解決に向けて誠実な姿勢を示してこなかったという二つの面がある。これに領土問題が加わったために、国際紛争がさらに激化して高いレベルの討議が必要になった。

1-3-1. 日本政府の主張

日本政府は、韓国が実効的な支配を続けている独島・竹島について、日本の領土とする主張を、国際司法裁判所に提訴するとの方針を公表した。これは、韓国政府が応じる可能性がないのに、一方的になされたものであって、問題解決に役立たない。日本による韓国に対する国際政治的な攻勢である。

第67回 国連総会における2012年9月26日の野田総理による一般討論演説「明日への責任・3つの叡智」¹⁴⁾もその国際政治攻勢の一環である。「法の支配」を強調し、領土紛争も、国際司法裁判所を通じて、解決されるべきであるという一見俗耳に入りやすい一般論の形をとっている。韓国を名指ししていないが、日本の一方的提訴に応じない韓国政府を批判する演説である。

1-3-2. 韓国政府の主張

これに対して、金星煥外交通商相は、9月28日、国連総会で、①「戦時の性的暴力は根本的な人権侵害だ」と述べて実質的に旧日本軍の従軍慰安婦問題に言及し、被害者への賠償と加害者への法の裁きを求めると強調した。韓国が国連総会の一般討論演説で慰安婦問題に言及するのは初めてである。②また、金外相は「安定した国家関係を築くには健全な歴史認識

14) 国連総会での野田首相の演説の領土関係部分は、以下のとおりである。「これまでも、日本は「法の支配」を重視し、その強化に貢献してきました。国際司法裁判所（ICJ）に加盟して間もない時から、一貫してその強制管轄権を受諾してきており、率先して、「法の支配」が重要との考えを実践してきました。・・・「法の支配」の強化に向けた国連の取組を支援することは引き続き大きな課題です。私は、国連と協力しつつ、各国が日本と同様に、ICJの強制管轄権を受諾すること、・・・を改めて呼びかけます。また、世界の各地では、領土や海域をめぐる紛争が未だ数多く存在しています。国際法に従い紛争を平和的に解決することは、国連憲章の理念であり、国際社会で共有されている原則です。我が国は、どのような場合であっても、この原則を堅持し、国際法に従い平和的な解決を図ってまいります。世界は、紛争の平和的解決に当たって、国際司法機関が果たしうる機能により注目すべきと考えます。」とする。http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsokai/67_address_pm_jp.html

と、過去の過ちに対する心からの反省が求められる」と指摘した。③金外相はさらに、「いかなる国も他国の領土の一体性や主権の侵害を目的に国際法手続きを乱用すべきではない」とも述べた。領土問題をめぐって「法の支配」の原則の下、国際司法裁判所を通じた問題解決を求める日本側に反論したのである。

このように、韓国政府は、「慰安婦」問題を、国連総会で初めて提起し、歴史認識と過去の清算の必要性を強調したうえで、領土問題に関しては、主権侵害目的とする国際法手続の乱用であると日本を間接的に批判した¹⁵⁾。注目すべき発言であり、金外交通商相が歴史認識と過去清算を強調した点に特に注目すべきであろう。

1-3-3. 中国政府の主張

中国政府は、同じ国連総会で、尖閣諸島・釣魚諸島問題で日本を名指しで批判したので、日本政府との間で激しい応酬が展開された。その点、名指しを避けた日韓関係よりも、緊張のレベルは高い。しかし、ここでは、この点を詳述しない。

1-3-4. なぜ日韓関係の緊張が高まるのか？

筆者は、以下の通り、主として日本政府側の対応に問題があると考ええる。

第1に、日本政府の主張の限界は、以下にある。野田首相は、今回の国連総会で、「どのような場合であっても、この原則を堅持し、国際法に従い平和的な解決を図ってまいります」と「法の支配」を強調した。しかし、以下のとおり、事情を知る者には説得力が欠ける。

それでは、野田発言が適切か否かを検証してみたい¹⁶⁾。以下の点を検討

15) 2012/09/29-10:26時事「韓国外相、慰安婦問題に言及＝賠償と裁き求める－国連演説」 【ニューヨーク時事】。

16) ①すべての国に関するすべての問題であっても同じか？②国際司法裁判所の強制管轄権の受諾は、過去のどのような場合についてもなされているのか？③過去のどのような違法行為についても、これを認め、謝罪する用意があるのか？の3点を問うことで検証する。

するだけでも、日本政府のダブルスタンダードが見え隠れすることがわかる。

日本政府は、韓国だけでなく、領土問題について、中国にもロシアにも同様に国際司法裁判所における解決を主張しているのであろうか？日本の強制管轄権の受諾は、1958年以降の事件に限定されているのではないか？例えば、日本が独島・竹島を無主地先占の法理により領有するようになったと主張する時点、1905年については、強制管轄権の受諾の範囲に入っていない。だから、同じ1905年の「韓国保護条約」の効力に関する国際法の解釈問題についても、日本による強制管轄権の受諾はない。「慰安婦」問題に関する法的紛争の解決のためには、1965年日韓請求権協定の定めがあるが、その国際法に従って法的義務を負う手続き上の定めに従って解決する準備があるのだろうか？現状では、外交交渉さえ拒否している。これでは、国際協定で約束した仲裁による解決も拒否すると疑われてもやむを得ない。日本は、1945年まで軍「慰安婦」に対する奴隷的処遇のような国際法の重大違反である犯罪行為をおかし、それ以後も国際条約上の責任者処罰義務を怠ってきたが、これを国家として公式に認めて、謝罪する用意があるのだろうか？国連やILOが指摘してきた国際条約の重大違法行為についても、「国際法に従い平和的に解決を図」という原則が及ぶのであれば、このような疑問がわく。

このように見ると、「あらゆる場合」というのは言葉の綾にすぎず、「日本にとって都合がよい場合だけ」という限定的な主張と批判されてしまうであろう。

第2に、独島・竹島問題も植民地支配と侵略に関する歴史認識を離れては、解決ができないのではないのだろうか？想起すべきなのは、1945年8月14日に日本政府が受諾し、同年9月2日に署名された連合国に対する降伏文書に含まれたポツダム宣言（8条）には「カイロ宣言」の履行が義務付けられていることである。その核心は、領土問題である。カイロ宣言は、
(龍法 '12) 45 - 3, 236 (966)

「日本国は、また、暴力及び強欲により日本国が略取した他のすべての地域から駆逐される」としている。その十分な実施がなされていず、植民地支配と過去の侵略に関する処理が未清算のまま放置されてきたことに根本的な問題がある。日本が軍事力を用いて植民地支配と侵略を図り、膨大な地域を「暴力及び強欲により」他国から「略取した」ことを認め、これを反省する必要がある。もし、日本がこれについての正しい歴史認識を深めたうえで、過去清算にあたるなら、中国への侵略の端緒となった尖閣諸島・釣魚諸島の日本領への編入も、韓国への侵略と植民地化の端緒になった独島・竹島の日本領への編入についても、カイロ宣言の規定にしたがって、適切な判断ができるようになるであろう¹⁷⁾。

第3に、ヨーロッパ中心の国際法によるヨーロッパ中心の国際秩序は、日本が江戸時代に享受していた中国を中心とする東アジアの国際秩序と同じ枠組みではなかった。二つの国際法秩序が接触し、まじりあう時代に、「脱亜入欧」を唱えて日本が起こした武力を背景にした暴力的なアジア侵略と植民地支配に関わる諸問題については、ヨーロッパ中心の国際法秩序によって成立してきた国際司法裁判所による解決は必ずしも適合していない可能性がある。日本の無主地先占論理による領有の主張は、前者の論理である。後者の論理が東アジアを支配していた時代（江戸時代）のこの地域の歴史的な国際秩序を無視した論理であることにも注目すべきではないか。国際司法裁判所は、現在の国際法秩序にとって重要な機構であることは間違いないが、前者のヨーロッパ中心の国際法の中で発達してきた歴史は踏まえる必要がある。日本は、植民地支配を正当化する法的枠組みだったヨーロッパ中心の国際法秩序を乱用して「暴力及び強欲」によって中国

17) なお、1951年9月8日のサンフランシスコ対日講和条約締結時には、この領有権問題が明確にされなかったが、会議には、中国も韓国は参加していなかったことに留意しなければならない。その後の日韓、日中間の2国間条約・協定もこれらの領有権問題を未解決のまま積み残してきたことに注目する必要がある。

への侵略、朝鮮の植民地化を進めた。その日本が、後者の東アジア地域の歴史的・地域的な国際秩序がはぐくんできた勢力範囲（版図）秩序を無視して、領有権を主張する帝国主義的な手段として、前者の国際秩序にだけ依拠した「無主地先占」の法理¹⁸⁾を振りかざしている。日本の主張は、前者の論理に従う国際司法裁判所制度の「乱用」だとする韓国政府の主張は、よく理解できる。

日本は、韓国の植民地支配の過程に関し、これまでの首相談話をもう一步進めて、歴史認識を深める必要がある。

第4に、日本では、民主党が政権獲得前に公約した政策を忘れ去り、憲法を「改正」して戦前回帰を図ろうとする超保守自民党が勢力を得つつある。この現状では、日本の政治は、過去の軍国主義による侵略・植民地支配を反省して制定された日本国憲法が定めた本来の機能をはたしていない。日本ではアジア侵略と植民地支配についての歴史認識の深化がないために、歴史問題に関する反省が不足する¹⁹⁾。それが原因で、日韓・日中の和解が実現しない。東アジア地域の国際関係のかなめである日中・日韓の関係は、常に悪化する可能性を秘めている。それが今顕在化しつつある。

それにどう対応するのか？を検討することが、目下の急務である。

1-4. 東アジア地域の平和の基礎の構築の必要性

1-4-1. 国際組織による協力

国連など国際組織の枠組みにも期待することはできるだろう。これまで国連だけでなく、ILOも「慰安婦」問題の解決に大きな努力を払ってきた

18) この論理は、欧米帝国主義列強が植民地を獲得する際に猛威を振るった。アメリカ大陸にも多数の先住民が居住していたが、「野蛮人」の地として無主地先占の法理が適用された。脱亜入欧した日本は、アジアで中国、韓国に対してこれを適用したのである。

19) 依義文「日本社会の歴史認識をどう改善するか」中帰連48号、2010年11月、17-20頁。

が、日本は貴重な国連・ILO勧告を無視し、「慰安婦」被害者に対する国家としての明確な謝罪をすることを拒否してきた。おそらく国連・ILOだけでは解決が困難であろう。

1-4-2. 東アジアにおける協力の必要性

この事態を打開するためには、日中韓3国の関係を新たな視点で検討しなおし、政治家レベル、市民レベル、研究者レベルで、歴史認識に関して日本が好ましい変化を遂げることができるよう支援することが必要ではないか。その支援は、長期的に、東アジア地域の平和の基礎の構築にむけてなされるのが望ましい。それでは、具体的にどのような方法があるのだろうか？

1-4-3. 筆者の体験

筆者の個人的な体験に基づくのであるが、次のような具体的な事例に着目することができる。

日本では、一般には、安重根は、「義士」としてではなく、明治の元勳であった伊藤博文公爵を「暗殺」した「テロリスト」と認識されてきた。ところが、日本でも「なぜ安重根義軍参謀中將が伊藤博文公爵を撃ったのか？」を問うことによって、以下の3点が浮き彫りになる²⁰⁾ ことがわかってきた。日韓の認識の落差の克服に向かうことも可能ではないか。

① この問いに答えようとすると、安重根義軍参謀中將が裁判の過程で提起した、伊藤博文公爵の15の罪に関する指摘に注目し、日本による韓国の植民地支配に至る過程と日韓の基本的な歴史問題をほぼ網羅的に検討する必要がでてくる。

② 日本が一方的に「ねつ造」したと韓国側が主張する1905年「韓国保

20) 戸塚悦朗「最終講義に代えて-「韓国併合」100年の原点を振り返る-」1905年「韓国保護条約(?)」は捏造されたのか」龍谷法学42巻3号、2010年、311-336頁。(「韓国併合」100年市民ネットワーク編『今、「韓国併合」を問う～強制と暴力・植民地支配の原点～』45-65頁に、「1905年「韓国保護条約(?)」は捏造だったのか」として転載)。

護条約」の効力問題を検討する必要が生じる。その検討の結果、これを裁判管轄の根拠とする同裁判の不法性が明確になる。

- ③ 日本は、不法な裁判による死刑判決の早期執行によって、「東洋平和論」の執筆を未完のままに終らせたことがあきらかになる。
- ④ 日本が安重根義軍参謀中将の遺体も埋葬場所も極秘にしたことが明らかになる。日本は、何を恐れたのだろうか？

これらは、植民地支配の誤りの歴史を浮き彫りにする。これらを学ぶことによって、研究者だけでなく、市民、学生、子ども、一人ひとりがこれまで考えてもみることもなかった歴史的な事実注目するようになる。こうして歴史認識が深まり、植民地支配を反省する契機となる。とりわけ、「安重根義士東洋平和論」の検討から、未来に向けて今後の東アジアの平和の基礎を構築するために必要な基本的な思想を学び、考え、行動することが可能になるであろう。

このような思考過程をたどりつつ学ぶことは、日本の政治家、市民・若者、教育者・研究者にとって、これまで以上に必要である。安重根義軍参謀中将とその東洋平和論を日本で宣揚することは、日本人々の植民地支配に関する歴史認識の深化を助けるための重要な契機になると思われる。

2. 日本における宣揚の現状

ところが、日本では、韓国で「ハルビン義挙」の日として知られる10月26日、「殉難」の日である3月26日を記念する行事など、安重根義軍参謀中将に関して学ぶことができる機会はほとんどみあたらない。実際上は、「沈黙」といってもよい状態が続いている。

なぜ、日本においては、このような状況が続いてきたのだろうか？

2-1. 先人の努力

安重根義軍参謀中將に関する行事や啓蒙活動が全くなかったわけではない。日本における先人の努力には顕著なものがあった²¹⁾。安重根義軍参謀中將の遺墨の存在もかなり知られ、日本における研究者によって安重根東洋平和論（原本）などに関する研究も次第に進み、著作もかなり出版されてきている。今後の研究の発展が期待されるが、ここでは詳述しない。

日本における教育に関する国際学術会議で、安重根東洋平和論がとりあげられたこともあった。たとえば、2008年12月11日には、京都の龍谷大学国際文化学部（瀬田キャンパス）で開催された国際シンポジウム²²⁾では、多数の参加者を得て、安重根東洋平和論をめぐる韓国における教育実践について、韓国の中学校教員による研究発表²³⁾がなされた。

2-2. 限界

ところが、以下のような限界があった。筆者は、当時龍谷大学（京都深草キャンパス所在法科大学院）に勤務していたが、残念ながらこのシンポジウムの開催を知らず、参加できなかった。

シンポジウムの主催者は、龍谷大学アフラシア平和開発研究センター第

21) 東北地方宮城県栗原市には、安重根遺墨「為国献身軍人本分」の石碑を建立した大林寺（斉藤泰彦住職）があり、安重根を生涯ひそかに供養してきた故千葉十七元看守・憲兵の菩提寺になっている。「日本で一番韓国に近いお寺」としてかなり知られるようになっている大林寺が、安重根に関する啓蒙活動の重要な役割を担っていることだけに触れておきたい。

ここで、注目すべきことは、故千葉十七元看守・憲兵による安重根義士の供養は、生前はひそやかに行われざるを得なかったことである。それは、安重根義士に謝罪した千葉の思想が、日本の一般社会には受け入れられがたいものだったからに違いない。日本が持つ限界の故である。

22) 龍谷大学アフラシア平和開発研究センター刊『シンポジウム報告書：東アジアにおける近現代史教育—学校教育は和平構築に貢献してきたか—』2008年12月11日開催。http://www.afasia.ryukoku.ac.jp/jp/research/researchseries7.pdf。

23) 趙恩敬・韓国全州權暎中学校社会科教諭の講演「平和を愛した人々：安重根を中心とした平和教育」前掲『シンポジウム報告書』21-40頁。

1班「紛争の主体に関する研究」及び龍谷大学国際文化学会（瀬田キャンパス所在）であった。開催時である2008年12月には、主催者龍谷大学の図書館（深草キャンパス所在）の貴重図書庫には、すでに10年以上もの間安重根義軍参謀中将の遺墨²⁴⁾が3筆も所蔵されていた。ところが、「安重根を中心とした平和教育」の実践がこのシンポジウムの中心的な発表の一つであったにもかかわらず、シンポジウムの全記録を読んでも、当時龍谷大学が保管していた遺墨についての発言が一つもみあたらないのである。不思議なことだが、主催者側の龍谷大学関係者の誰も何一つ発言しなかった。

なぜなのだろうか？

一つは、参加者の誰もその存在を知らなかった可能性がある。龍谷大学内では、その存在は秘密ではなかったにせよ、遺墨は厳重且つひっそりと保管されていたのである。また、仮に、参加者の誰かが遺墨の存在をすでに知っていたにしても、それに触れることがはばかれるような何らかの事情があったのかもしれない。

なぜ、遺墨は100年もの間眠っていたのか？

それは、遺墨の「死蔵」とも批判される。だが、それにはそれなりの理由があったのではないのだろうか？日本では、真実を探求し、教授する使命を負う大学にあってさえも、植民地支配責任を問う契機になる重要な資料について言及することが困難な事情、「沈黙」を強いる雰囲気があることの証拠と言えないだろうか。この「沈黙」の実態を解明しないと、日本における安重根の宣揚を進めることは困難である。

日本では、植民地支配に関わる歴史認識上のタブーを根底から覆す研究成果を公表する実効的な自由は確立されてこなかった。暴力的な攻撃を示唆する漠然とした雰囲気と恐怖感が、言論・出版を阻害し、学問・研究を

24) これらの遺墨は、もし韓国に返されれば、国宝級の文化財として取り扱われるであろう。それほど、貴重且つ重要な歴史的遺産である。

妨げてきた²⁵⁾。日本における安重根の宣揚を妨げる「沈黙」の実態を知ること、日本の限界を知ることでもあり、その限界を超えて、安重根の宣揚を実現する道を見出すことを可能にするだろう。

3. 遺墨から東洋平和論へ

小状況ではあるが、龍谷大学における安重根義士遺墨の公開運動の事例をふりかえることは、日本における歴史認識をめぐる「沈黙」を強いる「雰囲気」を知る一助となる。それがわかれば、日本社会にあって、韓国の植民地化についての歴史認識に関わる100年間の「沈黙」を破ることは、誰にとっても決して容易なことではないことを理解できるのではないか。

筆者は、2003年から日本の京都にある龍谷大学に勤務していた。龍谷大学図書館金庫の奥深く安重根義軍参謀中将の遺墨が3幅も厳重に保管されていたことは、筆者を含め大部分の教員は知らなかった。筆者が学部長経験者からの情報でその存在を知ったのは、2007年のことだった。それ以来、2010年に定年退職するまでの間、安重根義軍参謀中将の遺墨公開運動に携わった。その経験から言えることを述べてみたい。

3-1. 個人的な遺墨公開運動と龍谷大学

遺墨の存在を知ったときから、より詳細な事実を糾明する責任を感じ、調査してみた。安重根義軍参謀中将が日本官憲による裁判を受けていた当

25) 筆者自身が体験したことだが、1905年「韓国保護条約」の絶対的無効性に関する1963年国連国際法委員会報告書の記載に気づいたのは、1992年のことだったのに、直ちに日本で学術論文の発表をすることを強くためらわせる雰囲気があった。そのことは、以下で既に報告した。Northeast Asian History Foundation, 2010 International Conference, “The Forced Annexation of Korea by Japan in 1910: Its History and Tasks”, 23-26 August 2010, Seoul Chamber of Commerce and Industry: 戸塚悦朗発表「歴史認識と東アジアの未来「東アジアにおける歴史清算」」。

時、龍谷大学の設立母体である西本願寺は旅順に出張所を設けていた。安重根義軍参謀中將から遺墨の揮毫を受けた故津田海純師は、西本願寺旅順出張所の住職だったのである。故津田海純師は、旅順監獄教誨師として死刑囚だった安重根義軍参謀中將と何度か面会したと推定できる。故津田海純師の死後、遺墨3点が安重根義軍参謀中將の多数の写真などともに、岡山県笠岡市の浄心寺で発見された。龍谷大学が、貴重資料として深草図書館特別書庫で保管してきた遺墨等の資料は、1997年所有者である浄心寺から研究と教育のために寄託を受けたものであった。

3幅の遺墨がまとまった形で龍谷大学に保管されていることは、秘密ではなかったし、図書館に貴重図書許可申請を出して予約すれば、研究者にはその都度閲覧が許されることにはなっていた。ところが、実際にそれを知る学内者は学部長経験者など極少数に過ぎなかった。貴重なものだからということで、厳重に管理され、教職員学生はもとより、学内学外を問わず人の目に触れることは稀有のことだったのである。

このまま放置すれば、遺墨の一般公開は実現しないと思われた。それでは、遺墨の真の存在価値は発揮されない。人類社会の文化的・歴史的遺産としての重要性を考えると、「韓国併合」100年の年である2010年には一般公開を実現する必要があると思われた。

龍谷大学に勤務する教員の一人として、行動する責務があることに気がつき、ささやかながら遺墨の一般公開運動をはじめた。前述の国際シンポジウム開催の1年前だったが、筆者は、2007年11月、龍谷大学若原道昭学長（当時）に「安重根遺筆についての要請」と題する文書を提出し、遺墨の恒久展示の検討及び折から設立準備中だった龍谷ミュージアムにおける遺墨の展示可能性²⁶⁾を尋ねた。しかし、この文書は受理さえもされず返

26) 質問の趣旨は、「①龍谷大学が寄託を受けた安重根の遺筆は、受託以来10年間一度の公開を除いて図書館内書庫に厳重に保管されたままになっておりますが、寄託の趣旨に従って、恒久的な展示による公開を検討していただくことは可能でしょうか。②龍谷ミュージアムにおいてこれを展示することは可能でしょうか。」の2点だった。

却され、学長に面会することもできなかった。

教授会で何回か意見を述べ、関連委員会へ文書を提出するなどの試みも重ねたが、回答さえなく、見るべき成果はなかった。遺墨の公開は、「右翼的な攻撃目標になるだろう」と恐れる意見も聞こえてきた。それだけでなく、遺墨の存在が広く知られれば、「遺墨を韓国に返すべきだ」と言う声が内外で強くなり、結局大学が資産を失いかねないことを危惧する意見もあった。

他方、「死蔵しているに過ぎないのではないか」と遺墨の扱い方について批判的で、一般公開要求を支持する意見もあった。それにもかかわらず、龍谷大学がオープンな論議もせず、遺墨を広く一般公開してこなかったのは、前述した日本の「雰囲気」によるものと思われる。できる限り、議論を避けたいとする空気が強く、「教授会でこの問題について発言しないほうがよい」と、同僚から助言を受けるに至って、筆者も「沈黙」せざるを得なくなった。

これらの経験を通じて得た印象は、学内を支配する重苦しい「沈黙」だった²⁷⁾。一人の教員としての活動には限界があり、遺墨の公開に向けて

27) 「沈黙」は、文化かもしれない。社会現象としての表れ方は多様である。①「沈黙は金」とされる、日光東照宮には、「見ざる、言わざる、聞かざる」の三猿の彫刻（左甚五郎作とされる）がある。世界各地に同様の文化があるという。②一般社会では、政治への無関心にも、政府やメディアの流す情報に流されるコンフォリズムにも、諾否をあいまいにする日本的な微笑などにも現れる。国際ビジネスではマイナスである。③日本の政官界は、植民地支配、戦争責任に関わる重要な問題について、事実の否定、虚偽、隠べい、歪曲などの対応をとってきた。④マスメディアも同様で、「慰安婦」問題を解決する立法の提案については終始「不報道」の対応をしたし、2000年国際女性戦犯法廷の報道ではNHKトップによる「番組改変」がなされた。⑤日本の教育界では、サンデル教授の「ハーバード白熱教室」に注目が集まるが、討論を基盤とする「ソクラテスメソッド」の教育実践が機能しないことの裏返し現象だろう。父母の一部から抗議を受けることもあるし、教員は、戦争、植民地支配の歴史教育を避けがちである。保守派からは、極東軍事裁判の教育は、「自虐史観」だと非難される。中学校で「慰安婦」問題を取り上げるのは、適当ではないという主張もある。⑥大学の研究には、学問の自由が保障されているので、研究しないこともできる。

大学の方針を変えることはできないことを痛感した。この「沈黙」を強いて破れば、植民地支配に関する歴史認識をめぐる厳しい論争が起きるだろう。そのような意見の相違は容易に克服できない。結局、学内に感情的な対立を残す可能性がある。日本の社会には、このような事態を避けようとする風潮がある。大学も、筆者も、日本の社会の一部だから、このような雰囲気から自由ではない。

3-2. 市民運動と遺墨公開運動

2008年になって、「沈黙」を破るためには、あらたな公開運動を工夫する必要があると考えていた。多数の日本人と在日コリアンの発起準備委員有志から誘いを受け、「韓国併合」100年市民ネットワーク」の運動に参加することになった。筆者がこの運動に参加した主たる動機は、安重根義軍参謀中將の遺墨公開にあった。これは、個人的な学内活動では到底達成できないことに気付いたところから、日韓両国の市民運動・市民社会と広く連帯して、展開される幅広い市民運動の影響力による大学の変化に期待したのである²⁸⁾。

幸いなことに、筆者の学内遺墨公開運動に肯定的だった重本直利教授（龍谷大学経営学部）がこの市民運動の中心的な役割（初代事務局長）を担うことになった。安重根義軍参謀中將が伊藤博文公爵を撃ったのは、1909年10月26日だったが、その99周年を迎える前日の2008年10月25日に、「韓国併合」100年市民ネットワークの設立総会および記念シンポジウム「反省と和解のための集い」が開催された。

筆者は、2008年12月から1月にかけて、旧条約問題の研究について東北

28) 日本と朝鮮半島の真の友好と未来を切り開くためにはじめられたこの運動の第1回の準備会は、「韓国併合」100周年の日を2年後に控えた2008年8月29日に開催された。筆者は、「反省と和解の市民宣言」（案）起草のための小委員会の取りまとめ役を引き受け、共同代表の一人として活動することになった。

亜歴史財団の助成を得て、短期間の韓国調査の機会を得た。この機会に安重根義士記念館を3度訪問・調査したが、とりわけ、館長金鎬逸中央大名誉教授との間で、龍谷大学の遺墨について意見交換をすることができたことは幸運だった。それ以後、日韓の学術交流の流れができた。これは、同記念館が同ネットワークを通じて龍谷大学と遺墨の韓国貸出しに関する交渉を成功させる契機となり、以下のような目に見える成果が実現した。

翌2009年には、同ネットワークは、3月、10月には、安重根義士記念館（金鎬逸館長）、龍谷大学（若原道昭学長）、韓国大阪総領事館（呉榮煥駐大阪韓国総領事）ほか日韓の研究者の協力を得て、以下のように安重根義軍参謀中將が日本に対して提起した諸問題にはじまり、日韓旧条約の効力及び「韓国併合」の不法性を明らかにする国際シンポジウムなどを開催した²⁹⁾。この過程で、以下のように2009年3月、同ネットワーク主催で龍谷大学が保管する遺墨等の一般公開が初めて実現したことは特筆すべきであろう。そればかりか、安重根義士記念館と龍谷大学の間の交流がはじまり、あらたな発展が実現した。

■「なぜ安重根は、伊藤博文を撃ったのか？」

①「安重根遺墨・関係資料展」：2009年3月26日（木）4月1日（水）、会場：龍谷大学（京都深草学舎）。

②「日韓国際平和シンポジウム」³⁰⁾：2009年3月28日（土）、会場：龍谷大学（京都深草学舎）。

■「「韓国併合」100年市民ネットワーク設立1周年記念企画」

29) 創立記念シンポジウム及びその後「韓国併合」100年市民ネットワークが主催したシンポジウムなどの企画：同ネットワークHP参照。<http://www.nikkan100.net/syusai.html>

30) シンポジウムの報告：①安重根義士記念館・金鎬逸館長（当時）「安重根の夢－大韓独立と東洋平和－」。②法政大学・牧野英二教授「日韓の歴史の新たな歩みのために－安重根義士と歴史の記憶の場－」。③龍谷大学法科大学院・戸塚悦朗教授「安重根裁判の不法性と東洋平和」。

① 「「韓国併合」100年写真展」：2009年10月10日（土）10:3019:00、会場：龍谷大学（京都大宮学舎）。

② 「「韓国併合」100年市民ネットワーク設立1周年記念講演会」³¹⁾：2009年10月10日（土）14:30～18:00、会場：龍谷大学（京都大宮学舎）。

3-3. 安重根義士崇慕会と龍谷大学の交渉

安重根遺墨等の公開については、新たな流れができた。韓国の安重根義士記念館からの韓国への遺墨等の貸出し要請が出てきたのである³²⁾。2009年1月、安重根義士記念館の設立母体である社団法人安重根義士崇慕会から、韓国への遺墨等の2009年10月からの長期貸し出しを要請する公式書面が龍谷大学に送られたところから、龍谷大学執行部は、全学的な会議にはかって、対応を検討し始めた。

学長以下事務局は、大変好意的だった。この問題の処理を担当していた大学内の部局は、龍谷大学図書館であったが、図書館としては、崇慕会に対しても、貸出承諾書面を送付して回答する予定で、全学の会議（全学会議のほか各学部教授会等も含めた）に対して承諾書の原案まで提出して審議に臨んだ。にもかかわらず、会議による了解が取れなかったので、回答を出せないというのである。

31) 講演Ⅰ：李隊鎮ソウル大学名誉教授「韓国併合条約強制の実相」。講演Ⅱ：中塚明奈良女子大学名誉教授「『韓国併合』—日本とアメリカ—100年前と今と」。コメンテーター：戸塚悦朗龍谷大学教授。この講演会の成果は、「韓国併合」100年市民ネットワーク編『今、「韓国併合」を問う～強制と暴力・植民地支配の原点～』2010年3月26日、アジェンダ・プロジェクト刊として出版された。

32) 同記念館を訪問した筆者は、金館長から龍谷大学が保管中の遺墨等を韓国へ長期貸し出しの実現に協力してほしいと要請を受けたのである。しかし、筆者も「韓国併合」100年市民ネットワークも貸出し権限がない。そこで、龍谷大学に金館長の希望を伝え、検討を要請した。当事者同士の交流の契機をつくる役割を果たした。以後は、龍谷大学（担当部局は遺墨等保管責任を持つ図書館）と安重根義士崇慕会（及び代理人弁護士）双方に、直接交渉を開始するよう要請したのである。

原因は、関係会議の一部に韓国への遺墨貸し出しについて極めて慎重な意見を述べ続ける人が居るらしかった。慎重意見の持ち主は、「民間団体への貸出では、返還が実現しない可能性があるので、政府に貸出せばよい」という議論さえ述べたらしい。日本人である教職員のなかには、韓国の名だたる社団法人であっても、民間人を信頼しないという人がいる。このような不信感が、国際交流を妨げることがある。韓国への遺墨等貸し出しに関して、関係会議の付けた条件をクリアーして最終的了承を得るためには、貸出された遺墨の返還を保証する書面を駐大阪韓国総領事館から出してもらうことが必要であり、そのような保証を確保することが「韓国併合」100年市民ネットワークに期待されていた。このまま放置すれば、韓国への貸出は実現しない。前記の図書館規則では、遺墨等貴重資料を学外へ持ち出すことは原則としてできない定めになっているから、異例の貸出しを実現するためには、どうしても関係会議の了承を獲得する必要がある。

幸い筆者は、呉榮煥駐大阪韓国総領事（当時）とは面会したことがあったので、率直に事情を打ち明け、相談した。2009年2月26日のことであった。ありがたいことに、総領事からは即決で協力を約束して頂けた。ほどなく龍谷大学学長宛に、呉総領事から、社団法人安重根義士崇慕会は信頼できる団体なので、返還しないような事態は起こり得ない。万一そのようなことがあれば、遺墨返還のために最大限の努力をする旨（要旨）の書面が届いた。その結果、龍谷大学執行部は、韓国への長期貸出のための条件が満たされたと判断し、韓国からの要請に応じて長期貸出を承諾する旨の回答文書が安重根義士崇慕会宛に発送された。

これが最大の山だったと思う。

3-4. 遺墨貸出し合意書調印

それ以降は、遺墨等貸出しの具体化を決めるための実務的な協議と合意書の作成が必要だった³³⁾。実務的な大きな問題もあって、早期合意書調印が必要だった。韓国側では、2009年10月26日、安重根義士の「義拳100周年」記念日にはソウルでの遺墨等公開展示を実現したいというのである。逆算すると、運搬その他準備の期間として十分な時間的余裕を持つためには、夏休み前に合意書の調印を終える必要がある。それができないと、貸出実務が事実上困難にならざるを得ない。

そこで、期限を限る必要があった。またその期限を双方に遵守してもらうにはどのような工夫ができるだろうか。筆者の悩みはそこにあった。筆者は、その期限を、6月16日とし、この日を調印式の日に設定するよう交渉当事者双方に提案した。なぜ、この日になったのか。それには理由があった。

権哲賢駐日本韓国大使を招いて、日韓交流の歴史認識を深めるための公開講演会を実施することができないか。そう考えて、呉駐大阪韓国総領事を通じて、権駐日韓国大使に、講演を要請した。幸運なことに、6月16日（火）であれば講演が可能と、大使の快諾を得ることができた。そこで、この日を交渉妥結予定日として期限を設定し、両交渉当事者に日程調整を要請したところ、これも幸運なことに双方の了承が得られた。

33) 安重根義士崇慕会側は、実務交渉のために、たびたび龍谷大学を訪問することはできない。最も近い国同士ではあっても、距離的にも、経済的にも、時間的にも、また言語的にも障壁がある。韓国語にも日本語にも堪能な日本法弁護士を依頼する必要がある。そうでないと、合意書調印交渉は迅速に進まない。日本の弁護士を代理人として依頼しておけば、合意書の調印さえも、弁護士に任せることも可能である。そのような助言をしてあったが、3月企画の段階までには、弁護士への委任がなされていなかったため、3月28日金館長の龍谷大学訪問のときには合意書の起案自体が済んでいなかった。その前日に、金館長は、オルビス法律事務所（ペエ・フン弁護士）を訪問し、今後の遺墨等貸出交渉等を委任した。今後は、筆者がペエ弁護士と龍谷大学の事務当局の間の架け橋になって、交渉を推進すればよいという体制が出来上がった。

韓国大使の公開講演会の演題は、「歴史から見た韓日交流の展開と今後の課題について」³⁴⁾であって、安重根遺墨貸出問題とは直接の関係はない。韓国大使が龍谷大学を訪問するのは講演の目的であって、龍谷大学の学生、教職員をはじめ一般の人々のための啓蒙活動である。だが、若原学長以下の龍谷大学執行部は、この機会に当日遺墨等の特別観覧の機会を用意して韓国大使を歓迎することを計画してもいた。総じて順調に交渉が進んで、6月16日には、韓国大使同席の場で、合意書調印式を迎えることができた³⁵⁾。

3-5. 龍谷大学と安重根義士崇慕会の学術協定締結

安重根義軍参謀中將の遺墨等は、無事に韓国へ長期間貸し出され、安重根義士崇慕会の主催で（会場はソウルの芸術の殿堂）、「義挙」100周年の2009年10月26日から翌2010年1月24日までの間、韓国で初めての公開展示が実現した³⁶⁾。

2010年8月の「韓国併合」100周年をへたのちも、龍谷大学とその創設者である西本願寺が、日本による朝鮮及び中国への侵略戦争及び植民地支配へどのように関わっていたのかの問題について、まだ十分な解明ができていなかった。折から、韓国から流出した文化財の返還問題の論議も高まり

34) 公開講演会「歴史からみた韓日交流の展開と今後の課題」、講師：駐日本国大韓民国大使權哲賢氏、会場：龍谷大学深草学舎顕真館、日時：2009年6月16日（火）午後1時15分。主催（問合せ）：戸塚悦朗教授（龍谷大学法科大学院）。<http://www.nikkan100.net/koryu.html>。

35) 「6/16 龍谷大学深草学舎で記者会見を開催～龍谷大学貴重資料「安重根氏の遺墨等」の関係資料を海外で初公開～」2009年6月16日、合意書 調印式の様子。記者会見で挨拶する若原学長・安重根氏の遺墨三幅。<http://www.ryukoku.ac.jp/news/detail.php?id=206>。

「安重根の遺墨展」が祖国韓国へ 龍谷大学の貴重資料を海外初公開
http://www.ryukoku.ac.jp/about/pr/publications/69/11_museum/index.htm。

36) 「安重根の遺墨展」が祖国韓国へ 龍谷大学の貴重資料を海外初公開
http://www.ryukoku.ac.jp/about/pr/publications/69/11_museum/index.htm。

つつあった。

遺墨は無事龍谷大学に帰ってきたものの、2011年4月に開館予定の龍谷ミュージアムへの遺墨の恒久展示の方針が決まらなかった。そのため、龍谷大学内外に潜在していた「大学によって遺墨が「死蔵」されている」という批判は止まなかった。そこで、「韓国併合」100年市民ネットワークは、2011年3月26日ころに、安重根義軍参謀中將の遺墨と文化財問題に焦点をあて、韓国への遺墨の返還も含め総合的に論議するためのシンポジウムを、龍谷大学と共催しようと大学に提案した。

ところが、龍谷大学図書館長（当時）であった平田厚志教授から、大学の主催で全く異なった方針で独自の国際シンポジウムを開催したいという意向が表明された。これまで龍谷大学は安重根義軍参謀中將の遺墨等に関する行事の開催には積極的ではなかったため、常に市民ネットワーク側が企画を持ちかける必要があった。その経過を想起すれば、大学側の姿勢に画期的な転換があったことがわかる。龍谷大学は、遺墨を韓国に返すのではなく、龍谷大学が保管して有効に活用するという方針を明確にしたのであるが、筆者ら「韓国併合」100年市民ネットワーク側は、大学の積極姿勢への転換を歓迎した。

龍谷大学は、若原道昭学長（当時）と平田厚志図書館長（当時）を中心に企画を進め、「日韓交流、新たな時代へ-日本における安重根関係資料の存在意義-記念講演会」を2011年3月27日（日）に大宮学舎において大々的に開催した³⁷⁾。講演終了後、趙東成館長より安重根遺墨三幅のレブ

37) 「日韓交流、新たな時代へ-日本における安重根関係資料の存在意義-記念講演会報告」2011年3月30日。記念講演会では、まず、若原学長の挨拶に続き、駐大阪大韓民国総領事館の金硯基（キム・ソッキ）総領事より来賓の挨拶があった。記念講演では、①韓国での安重根研究者である財団法人国際韓国研究院院長の崔書勉（チェ・ソミョン）氏の「安重根の実像と虚像」という講演、②韓国・柳韓大学総長の金泳鎬（キム・ヨンホ）氏の「『東洋平和論』の再照明」と題する講演、③安重根義士記念館の趙東成（チョ・ドンソン）館長の「新しい安重根義士記念館とMission」と題する講演があった。<http://rwave.lib.ryukoku.ac.jp/hp/news/detail.php?id=2197>。

リカが、龍谷大学に寄贈された。

また、同日、同大学図書館（館長平田厚志教授）と韓国・安重根記念館（館長趙東成教授）との学術研究・交流に関する協定が締結された³⁸⁾。これが、龍谷大学の提案に基づいて締結に至ったことは、重要な前進であった。

3-6. 今後の課題：日本での安重根義士宣揚

3-6-1. 破れなかった「沈黙」

龍谷大学学長まで署名した学術研究・交流協定の締結で、龍谷大学が変わったと評価した筆者は、しばらくしてからやっと、日本社会を支配してきた「沈黙」の構造を過小評価していたことがわかってきた。

①龍谷大学が希望して合意に至った学術協定の締結後1年半以上たっても、協定の具体化も研究も手つかずのまま放置されたままになっている。学術協定を具体化する大学の予算も確保されず、大学の研究機構も作られなかった。そのため、龍谷大学の潜在能力も人材³⁹⁾も活性化されなかった。

38) 同協定によれば、「学術研究・交流協定を締結することにより、より一層の安重根関係資料の活用と教育・研究の発展を目指すとともに、日韓友好関係の強い絆を築いていきます。

1. 協定の目的 龍谷大学図書館と安重根義士記念館は、安重根関係資料のより密接な研究と交流を行う。

2. 両館が推進する事項

(1) 学術・文化交流

(2) 資料の貸出ならびに出版物の交換

(3) 両館が合意するその他の活動交流」

<http://rwave.lib.ryukoku.ac.jp/hp/news/detail.php?id=2195>

39) たとえば、2008年12月11日に龍谷大学（瀬田学舎）で開催されたシンポジウム「東アジアにおける近現代史教育：学校教育は和平構築に貢献してきたか」を実現した、国際文化学会には韓国人教員を含めかなりの人材が潜在している。企画の中心として、主催者を代表してシンポジウムの主旨説明とパネリストを紹介したのは、権五定教授だった。龍谷大学（大宮学舎）には、前図書館長である平田厚志教授など日韓関係の歴史研究者が在職中である。平田教授は、2011年学術協定及び記念講演会を実現するために大きな努力してきたばかりか、安重根義士に関する教育にも取り組んでいる。龍谷大学（深草学舎）現経営学部長重本直利

②2011年4月にオープンした龍谷ミュージアムでの遺墨展示も実現せず、相変わらず「死蔵」状態が続いている。

③筆者は、龍谷大学が自ら進んで安重根義軍参謀中將を記念する何らかの学術的な企画を実施するだろうと期待していたが、1年後の2012年3月にも、大学主催の企画は何もなかった。「韓国併合」100年の節目を過ぎたために、活動を縮小せざるを得ず、同市民ネットワークには財政的な余裕がまったくなくなってしまった。そこで、同市民ネットワークは、龍谷大学の別の研究活動（アフラシア多文化社会研究センター主催）の協力を得て、共催で安重根義軍参謀中將に関連する講演をとり入れたワークショップ⁴⁰⁾を実現するための努力をせざるを得なかった。企画は、有意義なもの

教授は、前「韓国併合」100年市民ネットワーク事務局長である。筆者は、同学部三島倫八教授（学部長を歴任した大学の重鎮である）から、安重根義軍参謀中將の遺墨を龍谷大学が保管している事実の教示を受けた。三島教授は、同市民ネットワーク共同代表でもあって、遺墨公開運動の有力な支持者である。

40) 「植民地支配と紛争解決に向けての対話—東アジアの相互理解のために—」2012年3月25日、場所：龍谷大学深草学舎、主催：龍谷大学アフラシア多文化社会研究センター、共催：「韓国併合」100年市民ネットワーク。<http://www.nikkan100.net/index.html>。

① 「開会のあいさつ：ワークショップの開催にあたって」総司会・李洙任・龍谷大学アフラシア多文化社会研究センター研究員、「韓国併合」100年市民ネットワーク事務局長、龍谷大学経営学部教授

② 発題1「東アジアの国際関係と対立構造：メディアにおける『北朝鮮』の構築とスピヴァグのサバルタンの存在」清水耕介・龍谷大学アフラシア多文化社会研究センター・センター長、龍谷大学国際文化学部教授

③ 発題2「強制連行企業、過去との対話—記憶、責任、そして未来へ—」重本直利・龍谷大学経営学部教授・元「韓国併合」100年市民ネットワーク事務局長

④ ワークショップ

* 司会：中田 光信氏「韓国併合」100年市民ネットワーク事務局次長

* 「植民地朝鮮における言語政策と日本語・朝鮮語」三ツ井崇・東京大学大学院総合文化研究科准教授

* 「植民地支配下《流出》文化財返還運動について—仏教界の交流と貢献—」有光健・韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議世話人

* 「100年の沈黙と安重根義軍参謀中將の遺墨—コミュニケーション回復のた

だったが、学術協定を具体化する研究活動ではなかった。

残念ながら、学術協定締結後1年半後も未だに大学の「沈黙」は続いている。2012年10月にも大学としては、何の企画もない。そこで、やむなく、「韓国併合」100年市民ネットワークは、2012年10月27日に京都国際ワークショップを企画した⁴¹⁾。しかし、安重根義士記念館の趙東成館長をメインゲストに招待するための財政的な余裕がないため、記念館側に来日費用等をお願いし、ご迷惑をおかけせざるを得ないことを主催者側の一人としてお詫びしたい。

3-6-2. 「沈黙」を破るために何が必要か？

「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」と言う建学の精神を掲げる龍谷大学も、日本にある大学である。前記した日本の政治からも自由ではない。日本の草の根社会の中に深く根付いているこの「沈黙」⁴²⁾を破るには、おそらく今後100年の長期的な展望をもって、着実に進む努力を継続する必要があるのではないか？

安重根の日本における宣揚は、この「沈黙」を破って行くための一つの有効なプロセスとなると思われる。その端緒として、どのような具体的な方法があるだろうか？いくつかの提言をしてみたい。

第1. 龍谷大学と記念館の学術協定を具体化する必要性。

龍谷大学の執行部が交代し、現学長は、第18代学長（2011年4月就任）赤松 徹眞文学部（あかまつてっしん）教授である⁴³⁾。遺墨等を管理するの

めの国際法・多国間国際機構の役割一」戸塚悦朗・元龍谷大学法科大学院教授、
「韓国併合」100年市民ネットワーク共同代表。

41) 「ワークショップ：日本と朝鮮半島との和解の道をさぐる！」日時：2012年10月27日（土）13:30～17:00、場所：龍谷大学深草キャンパス、主催：「韓国併合」100年市民ネットワーク。http://www.nikkan100.net/index.html。

42) 真理を探究する使命を持つ研究者も、日本の政治、日本の社会の構造の中にあって、構造的な制約を受けていることは、前記したとおりである。その構造が強い「沈黙」は、容易に破れない。

43) 「学長挨拶」http://www.ryukoku.ac.jp/about/greetings.html。

は、図書館だが、学術協定を締結した担当部局でもある。新図書館長は、小島勝文学部教授である⁴⁴⁾。幸い、2012年10月27日安重根義士記念館の趙東成館長が講演のために龍谷大学を訪問するので、この機会を活用し、龍谷大学の新学長、新図書館長と面会協議を実現することが望ましい。

それができれば、学術協定の引継ぎとその具体化のための協議、場合によっては具体化のための合意まで実現できるかもしれない。その際、3年間の協定有効期間を2014年には更新する方向性についての協議ができないだろうか。龍谷大学の新執行部は、学術協定の具体化合意を契機として、その実施のために、自ら、予算措置、研究機構の設置、日韓で定期的な国際学術会議の開催を検討することが可能である。遺墨や遺品の研究から始めるとしても、将来安重根が批判した植民地支配への日本の罪の歴史、及び「安重根東洋平和論」の研究に進めるだろうか？

安重根義軍参謀中將の遺墨は、西本願寺旅順出張所の住職であった故津田海純師が持ち帰ったものであったことに留意すべきだ。龍谷大学設立者である西本願寺の協力を得られるなら、日本全国の草の根仏教徒社会の協力を得ることが可能になるだろう。

第2. その他の日本の大学との研究協力の模索

龍谷大学を越えて研究機関の協力を得られるか？他の日本の大学など研究機関との協力を進めることも検討すべきだろう。たとえば、龍谷大学と同じ京都にある立命館大学コリア研究センター⁴⁵⁾の協力を得ることができないだろうか？それができれば、日本の若い研究者を含め相当数の研究者を養成できるようになる可能性もある。

44) 「來ぶらり」 No.43. <http://rwave.lib.ryukoku.ac.jp/hp/burari/images2/no43.pdf>.

45) たとえば、2012年10月27日の国際ワークショップを主催するのは、「韓国併合」100年市民ネットワークだが、その第2代事務局長は勝村誠教授（立命館大学コリア研究センター長）である。勝村教授は、同国際ワークショップで、「安重根の東洋平和論が私たちに示すものとは」と言う発題を行う。

第3. 日本の学校教育への期待

最近の日本の教科書（高校の歴史教科書）を簡単に調査してみたが、意外な発見があった。網羅的な調査ではないので、確定的な結果ではない。だが、安重根義士の行動について、伊藤博文公爵を「暗殺」という取り上げ方をしているものは比較的少なく、「射殺」という言葉を使ったものが多かった。いずれも、日本の植民地化に抵抗する義兵運動の象徴的な存在ととして取り上げていた⁴⁶⁾。これは、前記した2010年8月の菅首相談話の歴史認識とも相通じるものがある可能性がある。教科書から消されてしまった「慰安婦」問題とは異なり、ほとんどの教科書が安重根義士の行動を取り上げているから、日本の高校では必ず教える必要がある事項に含まれていることになる。だから、高校生向けの教科書、教材、教育実践の研

46) たとえば、大津透ほか著・山川出版社『新日本史改訂版』（2007年検定、2011年発行）「ついでに伊藤はハルビン駅頭で韓国の民族主義者安重根に暗殺された」、289頁。加藤陽子ほか著・山川出版社『日本史A改訂版』（2007年検定、2011年発行）「日本政府は、1909年（明治42年）に軍隊を増派して義兵運動を鎮圧したが、その最中に伊藤博文がハルビン駅頭で韓国の民族運動家安重根に殺される事件が起こった」、117頁。加藤友康ほか著・清水書院『高等学校日本史B改訂版』（平成19年検定。平成23年第4版）「前統監伊藤博文が義兵運動の指揮官の一人安重根にハルビン駅頭で暗殺される。日本に対する抵抗はこののちも長くつづいた」、182頁。石井進ほか著・山川出版社『高校日本史改訂版』（2007年検定、2011年発行）「これにより韓国の日本に対する義兵運動が本格的にはじまり、1909年（明治42年）には初代統監伊藤が、韓国の独立運動家によって暗殺された」、210頁。山本博文ほか著・東京書籍『日本史B』（平成15年検定、平成23年発行）、「こうした日本の支配強化のために、伊藤博文は、独立運動家安重根に射殺され、旧韓国軍人は農民とともに義兵闘争に立ち上がり、抵抗が続いた」、298頁。江坂輝弥ほか著・ピアソン桐原『新日本史B』（平成15年検定、平成23年発行）「そして1909年、日本政府は韓国を併合する方針を決定した。こうした日本の侵略に対し、韓国では義兵闘争とよばれる民族的抵抗が各地に広がり、同年、前統監伊藤博文はハルビンで、義兵闘争の指導者のひとり安重根によって射殺された」、310頁。朝比奈正幸ほか著・明成社『高等学校最新日本史』（平成14年検定、平成23年発行）「明治四十二年（千九〇九）、前統監伊藤博文は、満州視察の途中のハルビン駅頭で、韓国の独立運動を進めていた安重根に射殺された」、207頁。

究をさらに発展させる活動は極めて重要である。今後、日本の学校⁴⁷⁾、教職員労組、教員、市民団体との地道な協力関係を築くことが重要な課題である⁴⁸⁾。

第4. ITの活用

日本の市民に直接情報を届けるIT時代の努力が重要である。安重根義士記念館のウェブサイトの日本語化が望まれる。安重根義士関係の文献その他について、日本語データベースの構築がなされれば、日本における研究・運動の大きな助けになるであろう。

4. グローバル化の方策

4-1. 安重根義士のグローバル化の研究と運動の最先端

「義挙」100周年にあたる2009年10月には、安重根義軍参謀中將遺墨が取り持つ縁で、ソウルで開催された二つの国際会議に招かれた。この時、筆者は、安重根のグローバル化の研究と運動の最先端に触れたと感銘を受けた。

第1は、2009年10月23日ソウルプレスセンターで開催された、国際学術会議「大韓国人安重根の人生と夢—韓国独立と東洋平和—」であった。主催者は、安重根義士崇慕会と安重根義士記念館で、金鎬逸記念館長（当時）による基調発表「安重根と彼の時代」で幕を開け、続いて5つの発表とそれに対する討論があった。韓国から李泰鎮教授が「安重根の東洋平和論の再照明」を発表し、以下ロシア、中国、日本からの研究発表が続き、

47) たとえば、大阪府には、「越境人」を養成しようとする新しいタイプの学校「コリア国際学園」（中・高）がある。同校の嚴敏俊新校長は、2008年に「韓国併合」100年市民ネットワークが設立されたとき、（仮）事務局長として熱心に働いた。教材の開発研究にも、教育実践にも協力を得られる可能性がある。

48) 前記2008年12月シンポジウムには、日本の教員も参加した。日本の平和教育についてすぐれた実践を報告した兵庫県の小学校教員は、最近では、平和教育の中に安重根を取り入れて教育実践をおこなっているとのことである。教材と教育方法の開発の研究に協力を得られるのではないだろうか。

最後は韓国の研究者から安重根の独立運動の発表があった。各発表に対してそれぞれ討論者がコメントを発表した。

同月26-27日には、「**安重根義挙100周年記念国際学術会議—安重軍の東洋平和論と東北亜平和共同体の未来**」という国際会議が大韓商工会議所で開催された。安重根・ハルビン学会と東北亜歴史財団が共催したこの国際会議の参加者は、韓国、中国、日本などの歴史学者、政治学者、経営学者など国際的且つ学際的な研究者であった。

二つの国際学術会議は、ともに過去の独立運動の視点から開催されたが、その内容は未来に向かって東洋平和論研究に力点がおかれていたことが印象的である。

「義挙」100周年の2009年10月26日から翌2010年1月24日までの間、安重根義士崇慕会の主催で、「芸術の殿堂」で、「**遺墨展—独立を越えて平和を—**」が開催された。

これらの企画は、いずれも「独立」と「平和」をキーワードとしたもので、英字新聞でも大きく取り上げられ、世界に安重根義士のメッセージを届ける機会となった。この成果を基礎にして、どのように安重根のグローバル化を進める方策があるかを考えてみたい。

4-2. なぜグローバル化が必要か？

まず、グローバル化は、なぜ、どのような目的のために必要なのか？を検討することにしたい。

安重根義軍参謀中將が1910年に構想していた「東洋平和論」は、世界的にどのような意義を持つだろうか？きわめて先駆的な平和思想を安重根義軍参謀中將が、100年前に構想し、執筆していたことは高く評価される。

類似の平和構想に基づくEUが、困難を抱えながらも、2012年にノーベル平和賞を受賞するまでに成長しえたのに対し、安重根東洋平和論の対象地域だった東アジアではなぜその萌芽すら芽生えることがないのか？筆者

は、日本が植民地支配とアジア地域への侵略について深い反省ができないことに大きな原因があると思う。

日本の多くの人々は、1896年に開始された日清戦争（実は事実上の日韓戦争はそれ以前に始まった）及び1904年に開始された日露戦争を日本の栄光の歴史とみなしたため、軍事力によって韓国の人々の意に反して植民地支配をした歴史に対する深い反省が不足していた。

このような過程に対する日本による深い反省の欠落は、東アジアにだけ地域人権機構がないという現状の原因にもなっている。

安重根義軍参謀中將が伊藤博文公爵を撃った理由として挙げた15の罪の指摘は、安が当時すでに日本に対して求めている反省の原点である。安の東洋平和論は、日本が反省の上に独立した韓国、中国とともに未来をひらくための提言だった。だから、改めて、今日この問題を検討しなおすことにより、韓国併合の誤りを認識する契機となり得るのである。そこには、日本の平和運動・教育が目指すべき新たな出発点がある⁴⁹⁾。ところが、日本の政治、社会、研究者は、いまだに、深い反省ができない。「沈黙」どころか、植民地化を正当化しようとする発言が力を得つつある。その論理のひとつは、欧米列強による韓国植民地化の国際的な承認という国際政治の現実である。日本の保守的な人々は、これを防衛の盾に使って、反省を拒否しているように見える。そこで、この盾を取り除かなければ、日本の変化を助けることが困難になるだろう。日本における安重根義士の宣揚を容易にするためには、回り道にはなるが、安重根義士のグローバル化が必要であるゆえんである。

49) これまでの日本の平和運動・教育は、日本が原爆の被害者であったことに焦点があった。それもあって、憲法9条擁護に重点が置かれてきた。戦争への反省があるとしても、1931年満州事変開始からの「15年戦争」の歴史への反省にとどまっていたことに留意する必要がある。

4-3. 安重根義士のグローバル化の方策

4-3-1. 100年後を目指す忍耐強い努力が必要

前述したように、国際世論をも無視する政治が日本の現実である。構造的な日本の欠陥と歴史認識の欠如による抵抗が背景にある以上、日本が「安重根義士東洋平和論」を素直に受け入れるような変化を遂げることは、短期的には、難しいだろう。前記したように、100年後を目指す長期的な忍耐強い努力が必要だと思われる。現状では⁵⁰⁾、若者さえも憲法改悪を試みる保守的な傾向を支える。草の根ファシズム化⁵¹⁾が心配されている。

韓国政府も市民も、国連総会への働きかけを始めたが、そのグローバルな運動の支えとして、安重根義士のグローバル化が必要になるだろう。

4-3-2. グローバル化時代の歴史研究・教育を求めて

すでに、2010年8月に東北亜歴史財団に提出した研究報告論文など⁵²⁾で、比較的中立的な北欧諸国などの支援による「自由な研究の場」で日中韓の研究者が研究すること、「ナショナリズムを越える—自由な国際教育を」推進することによる長期的な歴史認識の変化を期待する提言をした。しかし、それだけでは不十分であると考えようになった。日本の歴史認識の変化を妨げる列強の役割を考慮すれば、以下の方策をあわせて検討するこ

50) 市民運動も育っては来たが、戦争の体験者が居なくなるにつれて、排外主義者や「ネット右翼」の運動が強化され、歴史認識の広がりや進化、植民地責任への反省への妨げになっている。研究も、教育も不徹底であり、マスメディアも保守化しつつある。政治家にも、力を持つステーツマンがほとんどいない。歯止めのない長期停滞・低落傾向が深刻である日本には、韓国のような政治的な発展への「夢」が乏しい。おそらく、戦後の民主化と教育が不十分だったのだろう。

51) 吉見義明『草の根のファシズム—日本民衆の戦争体験（新しい世界史）』東京大学出版会、1987年。

52) ①戸塚悦朗「牧野英二教授（法政大学大学院）講演「安重根の東洋平和論とカントの永遠平和論—グローバル化時代における安重根義士の「義拳」の意義—」へのコメント」安重根義士義拳100周年記念国際学術会議、2009年10月23日、会場：ソウルプレスセンター、主催者：安重根義士崇慕会。②戸塚悦朗「韓国強制併合過程への再照明—韓国旧条約の不法・無効性に関する法学的研究—」2010年8月に東北亜歴史財団に提出された研究報告論文。

とが必要であろう。

第1に、まず、米国など主要国の大学などの研究機関に研究拠点を創り、以下のような研究・教育活動を促進することができないか？

第2に、研究を深めるべきことがある。

韓国の植民地化は、西洋に承認されていたというのは虚構だったのではないか？前記国連総会の論議を踏まえると、日本の認識を変え、植民地支配の反省ができるように、歴史認識の転換を助けることが日本のそして東アジアの明るい未来を拓くうえでも必要であること、その転換を妨げているのは、日本による韓国の植民地支配を肯定した過去の列強の姿勢にもよることを研究によって、さらに明らかにし、それを媒介にして、現在の欧米列強の研究者、市民、政府の歴史認識を深め、反省を求めることができるか？そのことによって、日本の歴史認識の転換に協力することが、東アジアの平和、そして世界平和の構築に必要であることについての理解を求めることができるか？

第3に、これらを検討するために、世界の主要国で国際会議を定期的に開催することができないか？

第4に、世界の教育者、研究者、学生による安重根義士記念館などの韓国の歴史資源へのスタディツアーを企画することは、上記の研究・教育の助けにならないか？

第5に、主要国の中等教育の学生の歴史学習に取り入れることを実現できないか？

カナダでは、アジアにおける第2次世界大戦の史実を研究・保存し、教育に取り入れる運動がある。米国の高校などでは、進んだ歴史教育の方法を取っている先進的な高校もある。それらと提携し、高校生の優れた研究に奨学金を出す、韓国留学の機会を与えるなどを通じて、将来のグローバル社会の担い手を養成できないか？

第6に、植民地支配の被害者、植民地支配から比較的中立な諸国の研究
(龍法 '12) 45 - 3, 262 (992)

機関の協力を求めることができないか？

第7に、世界人類に直接情報を届けるIT時代の努力が必要である。安重根義士記念館のウェブサイトの国際語化（少なくとも英語。できれば中国語、フランス語、スペイン語、ロシア語、アラビア語などの国連用語）、これらの言語によるデータベースの構築が望まれる。